

喀痰吸引等制度について

京都府健康福祉部高齢者支援課

喀痰吸引等制度とは

介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等が、

一定の条件の下に医療行為である喀痰吸引等行為を認める制度です。

実施可能な行為は、たんの吸引その他日常生活を営むのに必要な行為であって、

医師の指示の下に行われるものとなります。

平成24年4月に制度化されました。

実施可能な行為

- ① 口腔内のたん吸引
- ② 鼻腔内のたん吸引
- ③ 気管カニューレ内のたん吸引
- ④ 胃ろう又は腸ろうの経管栄養
- ⑤ 経鼻経管栄養

喀痰吸引等を行うには

- ▶ 事業所で喀痰吸引等を行うには、**登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）**の登録が必要です。
- ▶ 喀痰吸引等業務を行うことができる介護職員は、以下のいずれかです。
 - (1) 登録研修機関に研修を申し込み、基本研修及び実地研修を修了し、都道府県の認定を受けた認定特定行為業務従事者
 - (2) H29年1月以降の国家試験に合格した介護福祉士で、就業先の登録喀痰吸引等事業者において実地研修*を修了し、**介護福祉士登録証に喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士**

※介護福祉士の養成課程で学ぶ医療的ケアは、1号・2号研修の基本研修に相当するものであるため、実地研修も1号・2号研修と同様の方法・回数が必要です。

(介護従事者が喀痰吸引等の行為を行えるようにまでのフロー図は別添「喀痰吸引フロー図」のとおり)

認定特定行為業務従事者の種類・研修内容

研修区分	対象者	実施可能な行為	研修内容
第1号研修	不特定多数の利用者	すべての行為	基本研修講義50時間 5行為全てのシミュレーション演習 5行為全ての実地研修
第2号研修	不特定多数の利用者	実地研修を受けた行為	基本研修講義50時間 5行為全てのシミュレーション演習 任意の1～4行為の実地研修
第3号研修	特定の利用者	実地研修を受けた行為	基本研修講義8時間 5行為全てのシミュレーション演習1時間 現場演習（対象者に必要な行為） 実地研修（対象者に必要な行為）

喀痰吸引等に係る事業所登録について

登録の種類	内 容
①登録喀痰吸引等事業者	介護福祉士がたん吸引を行うために必要な登録
②登録特定行為事業者	介護職員がたん吸引を行うために必要な登録

【新規登録書類】

1. 登録申請書（第1-1号様式）
2. 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（第1-2号様式）
3. 誓約書（第1-3号様式）
4. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（第1-4号様式）
※第1-4号様式に記載された該当書類も併せて添付してください。
5. 定款又は寄附行為及び登記事項証明書を添付してください。
6. 返信用封筒と切手
7. チェックリスト2

※①と②の両方行う場合は、登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者両方の登録が必要です。

指導看護師

- ▶ 不特定の者に喀痰吸引等の行為を行う、1号・2号実地研修に係る指導看護師や、介護福祉士（医療的ケアに関する課程の修了者）に対する実地研修の指導看護師は、**指導者養成研修を受講する必要があります。**
- ▶ 京都府では、**1号・2号実地研修に係る喀痰吸引等京都府指導者養成研修を、京都府看護協会に委託し、実施しています。**研修の全過程を遅刻・早退なく出席した者に対し、修了証を交付します。
- ▶ また、併せて指導者フォローアップ研修も実施しています。
- ▶ 「喀痰吸引等京都府指導者養成研修（第1号・第2号研修）」及び「指導看護師フォローアップ研修」については、公益団法人**京都府看護協会**にお**問い合わせ**（TEL：075-723-7195）ください。

よくある質問（研修受講関係）

- | | |
|----|---|
| 問1 | A利用者への3号の認定証を持っている。B利用者への喀痰吸引が必要になった。実地研修を行うだけでよいか。 |
| 答1 | 3号の登録研修機関に、研修の申込をしてください。基本研修は省略できますが、研修の申込や受講料の支払いは必要です。研修機関に研修計画等を確認してもらってから、実地研修となります。実地研修終了後、必要書類を登録研修機関に送付し、研修修了書を発行を受けたのち、京都府に認定証の申請をしてください。 |
| 問2 | A利用者への喀痰吸引の3号の認定証を持っている。B利用者への喀痰吸引が必要になった。同じ喀痰吸引なので研修は不要か。 |
| 答2 | 3号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。B利用者に対する研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。3号の登録研修機関にお申し込みください。 |
| 問3 | A利用者への喀痰吸引の3号の認定証を持っている。A利用者への胃ろうが必要になった。同じ利用者なので研修は不要か。 |
| 答3 | 3号の認定証は、特定の利用者の特定の行為に対してのみ有効です。認定証には、対象者の氏名と実施できる行為が記載されています。胃ろうに対しては、研修が必要です。ただし、基本研修はすでに受講されているので、実地研修のみとなります。3号の登録研修機関にお申し込みください。 |
| 問4 | 指導看護師になるには、登録が必要か。 |
| 答4 | 登録は不要です。1号2号研修の指導看護師になるには、指導者養成研修を受講している必要があります。指導者養成研修終了後、修了証を発行しています。3号の指導看護師はテキストとDVDの自己学習でなることができますので、修了証はありません。 |

よくある質問（事業所登録関係）

問1	「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」はどう違うのか。
答1	「認定証」を持った介護職員に喀痰吸引等業務をさせる事業所を、「登録特定行為事業者」といいます。実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等業務をさせる事業所は、「登録喀痰吸引等事業者」といいます。「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」両方の申請も可能です。
問2	事業所登録をしており、3号の認定証を持った訪問介護員が、A利用者に喀痰吸引を実施しているが、A利用者に胃ろうが必要になり、訪問介護員が胃ろうの実地研修を受けた。どのような手続きが必要か。
答2	訪問介護員は、同一の対象者への行為の追加になりますので、認定証の変更届が必要です。事業所は、実地する行為（胃ろう）の追加になりますので、登録追加申請が必要です。
問3	事業所登録をしており、数名の訪問介護員が、喀痰吸引等を実施している。今回、採用した新たな訪問介護員も、3号研修を受けた。どのような手続きが必要か。
答3	新たな訪問介護員は、認定証の新規申請が必要です。事業所は、従事者の追加になりますので、変更登録届が必要になります。
問4	基本研修や医療的ケアを行っていない介護福祉士も、国家試験に合格すれば、実地研修のみでよいのか。
答4	登録研修機関を介さず、就業先の「登録喀痰吸引等事業者」で研修を実施できるのは、介護福祉士の中でも、基本研修や医療的ケアを修了した介護福祉士だけです。

【問い合わせ先】

京都府 健康福祉部 高齢者支援課 事業所・サービス係

TEL : 075-414-4672

E-mail : koreishien@pref.kyoto.lg.jp

H P : [喀痰吸引等制度について／京都府ホームページ](#)